

〈 勧 誘 方 針 〉

■ 金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。

- 販売等にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守して参ります。
- お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行って参ります。

■ 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた金融商品の販売等に努めます。

- 保険販売等においては、お客様を取り巻くリスクの分析やコンサルティング活動を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計、販売・勧誘活動を行って参ります。
- 特に、市場リスクを伴う投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行って参ります。
- お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮して参ります。

■ お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

- 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮して参ります。
- お客様と直接対面しない販売等を行う場合においては、操作方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力して参ります。

■ お客様のご意見等の収集に努め、また、お客様の満足度を高めるよう努めます。

- 保険契約について、万が一事故が発生した場合におきましては、保険金の請求にあたり適切な助言をして参ります。
- お客様の様々のご意見等の収集に努め、その後の販売等に活かして参ります。

平成16年11月1日

大阪府医師協同組合